

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

| | |
|---------------|---|
| 所属名 | 学校施設課 |
| 契約締結年月日 | 令和 2 年 5 月 20 日 |
| 契約者名 | 公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 |
| 契約名 | 測量調査等業務委託 |
| 契約金額 (税込み) | 2, 100, 549 円 |
| 随意契約理由 | <p>本業務は、青洲高校校舎等建設整備に必要な用地測量等（2工区確定測量、セットバック分筆、用途廃止）を行うものである。</p> <p>公益社団法人 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は土地家屋調査士法第 63 条に基づき、調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益法人である。</p> <p>山梨県県土整備部登記事務委託要領の第 3 条では「登記事務を委託する場合の受託者は、原則として一般社団法人山梨県公共嘱託登記司法書士協会又は公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とする」と定めている。</p> <p>用地補償の積算等において、教育委員会は県土整備部の基準（用地対策連絡協議会）により事業を実施しているため、今回の業務についても、県土整備部要領に準拠し、総務部、産業労働部、農政部、県土整備部等多数の委託実績がある公益社団法人 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約とし、公共嘱託登記事務委託にかかる協定書に定められている、業務報酬額表により金額が決定されていることから財務規則第 137 条第 5 項第 3 号に基づき見積書の徴取を省略する。</p> |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 |